

教職員各位

学術研究院長 岡安章夫

事務局長 堀内 敦

新型コロナウイルス感染等による自宅待機について

対面授業再開等に伴い、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者との接触機会が増加することが予想されます。

このため、教員自身の感染が確認されていなくても、感染者や濃厚接触者である学生・教職員等と接触（対面による講義・実験や研究指導、面談・ミーティングなど）された教員は、自宅待機をお願いすることとなります。

ついては、学生・教職員等と対面する際の基本事項と自宅待機に関して、下記のとおりお知らせしますので、ご留意ください。

また、教員の自宅待機による休講等は、授業予定に大きな影響が及ぶことから、自宅待機となった場合の対応（遠隔授業、補講、代替教員の準備等）について、できるだけ事前に検討いただくことをお願いいたします。

なお、職員についても感染者や濃厚接触者と接触した場合は、教員に準じて対応願います。

記

1. 基本事項

感染リスク低減のため、下記を厳守ください。

(1) 構内（屋外も含む）においては、マスクの着用や他の人との間隔（1メートル以上）の保持を徹底

（通勤時や学外での用務時においても可能な限り実践すること）

(2) 講義・実験の場合は、学生同士、教員と学生間は十分な距離を確保し、換気を随時行う

(3) 講義・実験の際には、学生にマスクを着用させること

・やむをえない事情がある場合は、「わけがありますくカード」等の利用も可

・フェイスシールドや透明マスク等は、エアロゾル飛散の防止機能が低いことを考慮して、できるだけマスクを併用

マスクを着用しない場合は、他の人との2メートル以上の間隔を確保し、十分な換気を行うこと。

2. 自宅待機期間と復帰要件（「新型コロナウイルスに感染した場合等の自宅待機期間について」参照）

(1) 感染した場合

待機期間 → 治癒するまで（保健所等の指示に従う）

復帰要件 → 医師が治癒したと判断

(2) 濃厚接触者と特定された場合

待機期間 → 接触した日を0として、翌日から14日間

復帰要件 → 本人に症状がないこと

(3) 症状(※1)がある場合

- 待機期間 → 次の両方の条件を満たすこと
- ・症状が出た日を0として、翌日から8日間
 - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過するまで
- 復帰要件 →
- ・発熱等の症状がないこと
 - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過していること

※1【症状】

発熱(目安として37.5度以上)咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合

(4) 大学判断(※2)による場合(下記(5)を除く)

- 待機期間 → 待機理由発生日を0として、翌日から8日間
ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする
- ① 教職員本人が接触した感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる者がPCR検査を受診した場合、PCR検査が陰性と判明した日まで
 - ② 教職員本人が接触した濃厚接触者及び感染が疑われる者が、医療機関でPCR検査を受診する必要がないと診断された日まで
- 復帰要件 → 上記①の場合、次の両方の条件を満たすこと
- ・教職員本人が接触した感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる者のPCR検査が陰性であること
 - ・教職員本人が感染者及び濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の症状のない場合
- 上記②の場合
- ・教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除

※2【大学判断】

- ・感染者や濃厚接触者の行動により、ケースバイケースでの判断となる(自宅待機となり得る例)
感染者や濃厚接触者と教職員が、同じ部屋(教室・実験室・研究室など)にいた場合
感染者や濃厚接触者と教職員が、近い距離で会話をした場合
- ・自宅待機等の範囲(感染状況に応じて、下記の通り順次拡大していく)
同じ授業や実験、ミーティング等への参加者 → 隣接研究室・フロア単位 → 建物単位 → 部門単位 → 学部単位 → キャンパス単位 → 大学全体(参考;学生の登校自粛範囲)
同じ授業や実験への参加者 → 学科・学年単位(例:〇〇学科〇年生全員) → 学年単位(例:〇学年全員)または学科単位(例:〇〇学科全員) → 学部単位 → キャンパス単位 → 大学全体

(5) 同居の家族等に感染の疑いがある場合(本人に症状がない場合)

- 待機期間 →
- ・待機理由発生日を0として、翌日から7日間
- ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする
- ① 同居の家族等がPCR検査を受診した場合、同居の家族等のPCR検査が陰性と判明した日まで

- 復帰要件
- ② 同居の家族等に発熱等の症状があるが、医療機関がPCR検査を受診する必要がないと診断した日まで
- 上記①の場合、次の両方の条件を満たすこと
- ・同居の家族等のPCR検査が陰性であること
 - ・教職員本人が感染者及び濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の症状のない場合
- 上記②の場合
- ・教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除

3. 体調確認と待機依頼・解除

- ・教員については、学術研究院長・部門長（担当事務：人事課職員・共済係）より連絡を行う
- ・職員については、管理監督者より連絡を行う